

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

内閣府 地方創生推進室

新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定(4月20日変更))」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)」、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策(令和3年11月19日閣議決定)」、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」(令和4年4月26日原油価格・物価高騰等に関する関係閣僚会議決定)」及び「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細かに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を措置。

○ 予算額

【令和2・3年度】 補正予算約11.3兆円、予備費約3.9兆円 (計約15.2兆円)

【令和4年度】 補正予算0.75兆円 予備費2.4兆円 (計3.15兆円)

○ 交付対象者・交付方法

地方公共団体(全都道府県・全市区町村)が作成する実施計画に記載された事業に対し、交付限度額を上限として交付

○ 交付対象事業

感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援等を通じた地方創生に資する事業であって、以下のいずれかに該当するもの

- 令和2年緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続
 - ③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築
- 令和2年総合経済対策(令和2年12月8日閣議決定)に掲げられた新型コロナの拡大防止策及びポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現の2つの柱に含まれる事業
 - ①新型コロナの感染拡大防止、②「ウイズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、
 - ③未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動
- 令和3年経済対策(令和3年11月19日閣議決定)に掲げられた3つの柱に含まれる事業
 - ①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
- 令和4年緊急経済対策(令和4年4月26日関係閣僚会議決定)に掲げられた4つの柱に含まれる事業
 - ①原油価格高騰対策、②エネルギー・原材料・食料等安定供給対策、③新たな価格体系への適応の円滑化に向けた中小企業対策等、④コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援
- 令和4年総合経済対策(令和4年10月28日閣議決定)に掲げられたウイズコロナ下での感染症対応の強化の柱に含まれる事業

○ 所管及びスキーム



○ 地方単独事業分

実施計画に基づく事業に要する費用のうち地方公共団体が負担する経費に充てるため、人口・財政力・感染状況等に応じて各地方公共団体に配分(計4.65兆円)

(令和2年度第1次補正)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(0.7兆円)

(令和2年度第2次補正)

①家賃支援を含む事業継続や雇用維持等への対応分(0.95兆円)

人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②「新しい生活様式」を踏まえた地域経済の活性化等への対応分(1兆円)

人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和2年度第3次補正)

①感染症対応分(0.5兆円)、②地域経済対応分(0.5兆円)

①人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和3年度補正)

①感染症対応分(0.5兆円)、②地域経済対応分(0.5兆円)

①人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき交付限度額を算定

②人口・年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき交付限度額を算定

○ 国庫補助事業等の地方負担分

各省所管の国庫補助事業等の執行状況に応じて各地方公共団体に配分(計1.25兆円)

○ 事業者支援交付金

感染症の影響を受ける事業者の支援、感染症防止強化策・見回り支援等に活用(計0.6兆円)
(予備費による令和3年4月30日追加等、都道府県分0.5兆円・市町村分0.1兆円)

○ 協力要請推進枠交付金等

時短要請に応じた飲食店等に協力金の支払い等を行う場合に交付金を追加配分(計約8.6兆円)

○ 検査促進枠交付金

登録事業者が無料で行うPCR等検査への支援に対して交付金を追加配分(計約0.6兆円)

○ コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分

コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担軽減に活用されるよう、各地方公共団体に配分(計0.8兆円)

人口・財政力・感染状況等に基づき交付限度額を算定(令和4年4月28日通知 0.8兆円)

○ 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援に重点的・効果的に活用されるよう、推奨事業メニューを示しつつ、各地方公共団体に配分(計1.8兆円)

①人口・物価上昇率・財政力等に基づき交付限度額を算定

(令和4年9月20日通知 0.6兆円、令和5年3月29日通知 0.7兆円)

②低所得世帯支援枠 住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を基礎として算定(0.5兆円)

低所得世帯支援枠等（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金）の概要

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

また、推奨事業メニューと組みわせることで、地域の事情に応じて低所得世帯への支援方法（現物・現金）を自由に設定することも可能。

（推奨事業メニュー）

① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※住民税非課税世帯に対しては低所得世帯支援枠による支援を行う。

② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ 子ども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

低所得世帯支援枠等の検討例①

- 対象
- (1) 令和5年度住民税均等割非課税世帯
 - ※ 令和5年6月1日を基準日として住民基本台帳に記載されている世帯
 - ※ 条例により住民税均等割が非課税となっている世帯（被災者等）も含む。
 - (2) 収入の減少等により、住民非課税世帯と同様の収入状況にある世帯（家計急変世帯）

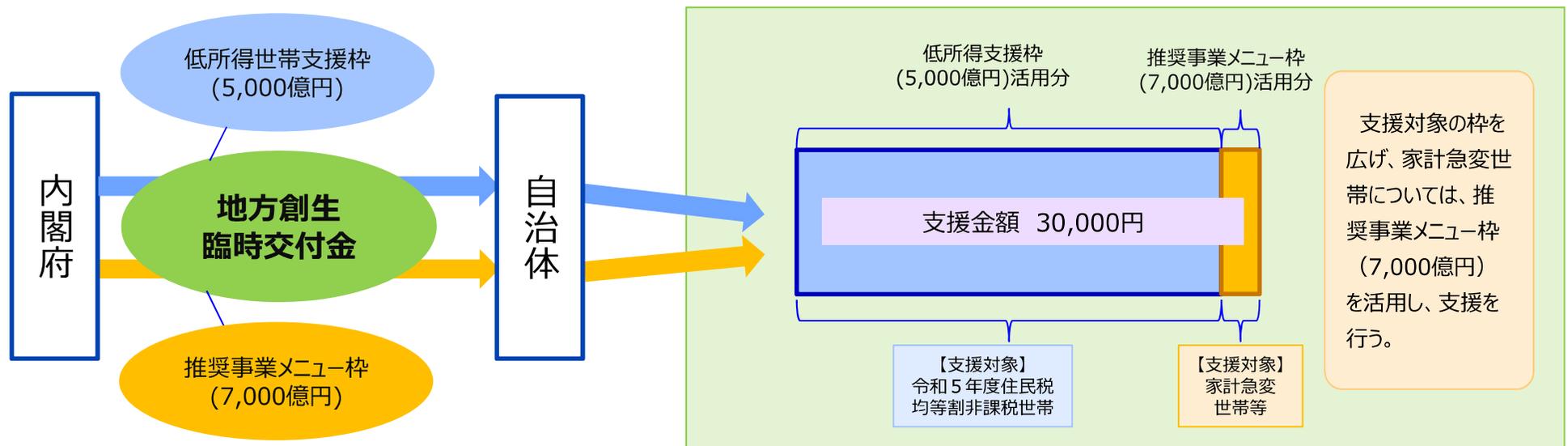
■ 支援金額

上記対象世帯に、現金3万円を支援。



■ 支援方法

- 支援要件に該当する世帯を抽出し、確認書を送付。
- ※過去に同様の給付金を受給している世帯には、確認書へ過去の受取口座を記載。



重点支援地方交付金の追加

令和5年度補正予算

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p>(生活者支援)</p> <p>①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援</p> <p>②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援</p> <p>③消費下支え等を通じた生活者支援</p> <p>④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援</p>	<p>(事業者支援)</p> <p>⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援</p> <p>⑥農林水産業における物価高騰対策支援</p> <p>⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援</p> <p>⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援</p>

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される連続性のある制度とする。

重点支援地方交付金

追加額1.6兆円(Ⅰ及びⅡの合計)

Ⅰ.低所得世帯支援枠(1.1兆円)

- ・低所得世帯への支援枠を措置。
- ・1世帯当たりの予算の目安は7万円(今夏以来の3万円の支援と合計で10万円)。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせてプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法(現物・現金)や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

(注)住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ.推奨事業メニュー(0.5兆円)

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス(LPガスを含む)をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。
- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。
- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援
- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援(特別高圧で受電する施設への支援を含む)
- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援
- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電(ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む)、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援
- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えられるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置

2023.12.15 大臣閣議後記者会見公表資料

2023年12月

内閣府特命担当大臣
(経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- 「簡素 (わかりやすく事務負担が少ない)」「迅速 (特に低所得の方々)」「適切 (できるだけ公平に)」のバランス

年内・年明け以降速やかに開始

令和6年のできる限り早期に開始

【2】 令和6年2～3月を目途に早期開始を目指す

低所得者の子育て世帯に、
世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算

住民税均等割のみ課税世帯に、
住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付

【3】 令和6年度住民税情報
等をもとに給付

新たに
住民税非課税
住民税均等割のみ課税
となる世帯に、

現在のこれら世帯と
同水準の
10万円/世帯を給付

【4】 令和6年に入手可能な
課税情報をもとに給付

定額減税しきれないと
見込まれる方に、

- ・減税額確定(令和7年3月確定申告)を待たず、令和6年に入手可能な課税情報をもとに、前倒しで給付

- ・自治体の事務負担などを踏まえ、1万円単位で差額を給付
※実績が判明し、「減税+給付」が不足する場合、追加支給

【1】 年内にも開始

住民税非課税世帯に、
1世帯7万円追加給付

自治体へ情報提供
迅速支給をサポート

低所得者の子育て世帯【2】

住民税均等割
非課税世帯
【1】

〔多くの自治体でこの夏以降
3万円を目安に支援〕

住民税均等割
のみ課税世帯
【2】

新たに非課税等となる世帯
【3】

定額減税しきれないと
見込まれる方
【4】

住民税所得割/所得税納税者

定額減税

1人4万円××(本人+扶養親族)

※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円

(年収)

※実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。

低所得者支援及び定額減税補足給付金にかかる制度概要

※いずれも「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用

令和5年度補正予算
11月29日成立

令和5年度予算
12月22日閣議決定

給付類型		交付対象者	給付額 (目安)	基準日 (目安)	給付開始目途
①	住民税均等割非課税世帯への給付 【R5非課税給付】	令和5年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	7万円/世帯 <small>多くの自治体でこの夏以降3万円を目安に支援済み</small>	令和5年12月1日	令和5年12月以降に順次給付開始
②	住民税均等割のみ課税世帯への給付 【R5均等割のみ課税給付】	令和5年度住民税所得割が課せられていない者のみで構成される世帯 (①を除く)の世帯主	10万円/世帯	①と同一	令和6年2～3月目途以降に順次給付開始
③	低所得者の子育て世帯への加算 【こども加算】	①・②・④給付対象世帯の世帯主 (※当該者と基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童が対象)	5万円/児童	①・②・④と同一	同上 (④給付対象世帯については、④給付開始と同時期)
④	(1) 新たに住民税均等割非課税となる世帯への給付 【R6非課税化給付】	新たに令和6年度住民税均等割の非課税者のみで構成される世帯の世帯主	10万円/世帯	具体の日付は別途通知予定	令和6年度住民税情報等をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始
	(2) 新たに住民税均等割のみ課税となる世帯への給付 【R6均等割のみ課税化給付】	新たに令和6年度住民税所得割(減税前)が課せられていない者のみで構成される世帯(上記を除く)の世帯主	10万円/世帯	同上	同上
⑤	定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付 【調整給付】	定額減税可能額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる所得税/住民税の納税義務者	左記上回ると見込まれる額	実施主体決定日 令和6年1月1日 事務処理基準日 具体の日付は別途通知予定	令和6年に入手可能な課税情報をもとに令和6年のできる限り早期に給付開始

※ 実施時期については、事務負担も踏まえながら、速やかな支給開始に向けて、地域の実情に応じた早期の執行着手等、地方公共団体における柔軟な対応を可能とする。